

〒592-8585

大阪府高石市加茂4丁目1番1号

高石市役所 税務課 市民税係

電話 072-275-6097(直通)

072-265-1001(代表)

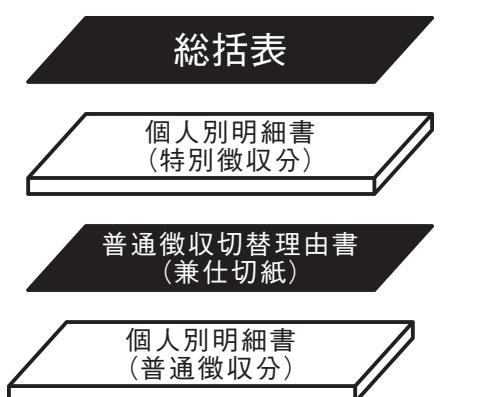
内線 1113、1118、1121

給与支払報告書の提出について

平素は、本市税務事務にご協力いただき厚くお礼申し上げます。
給与支払報告書(個人別明細書)の提出の際は、必ず別紙給与支払報告書(総括表)を添付し、下記の記載事項等にご注意のうえ、1月31日(土曜日・日曜日の場合は、翌月曜日)までにご提出ください。(報告人員がゼロの場合は不要です。)

※総括表の記載内容に誤りや変更がある場合は、正しい内容に朱書きでご訂正くださいようお願いします。

【提出時の綴り方】



- ①個人が確定申告をする場合でも提出が必要です。
- ②令和8年1月1日現在(退職者は退職時)高石市に住所のある方で貴事業所から令和7年中に給与等の支払いを受けた方について、給与支払報告書をご提出ください。
(中途退職の方、臨時・パートの方も含みます。)
- ③個人別明細書は各人1部ずつ、ご提出ください。
- ④給与支払報告書提出後に、特別徴収対象者に退職・転勤等の異動が生じた場合は、異動届をご提出ください。

【◎個人別明細書について】

- ・受給者のフリガナ、生年月日、住所、氏名、個人番号は必ずご記入ください。(同姓同名間違い防止のため)
- ・(源泉・特別)控除対象配偶者、控除対象扶養親族及び16歳未満扶養親族の氏名、フリガナ、個人番号についてもご記入ください。

〈以下の項目で該当のある場合は、摘要欄に必ずご記入ください〉

- ・前職分の給与等加算額、支払者等をご記入ください。
- ・控除対象扶養親族及び16歳未満扶養親族がそれぞれ5人以上いる場合、必ず5人目以降の氏名等をご記入ください。
- ・退職予定者は退職予定日をご記入ください。

個人住民税の特別徴収義務者の 一斉指定について

大阪府と府内全市町村は、平成30年度から、原則としてすべての事業主の方を特別徴収義務者に指定し、個人住民税(森林環境税を含む。以降同じ。)の給与からの特別徴収を徹底しております。

これからも個人住民税の特別徴収について、関係団体や事業主の方への周知活動を行い、より一層の適正な運用を行いますので、個人住民税の特別徴収へのご理解とご協力をお願いします。

eLTAX(エルタックス)による 申告・納税をお願いします。

令和元年10月から地方税共通納税システムがスタートしました。

地方税共通納税システムでは全ての都道府県、市区町村を対象として、複数の地方公共団体へ一括して電子的に納税することができ、地方公共団体が指定する金融機関以外の金融機関からも納税できます。

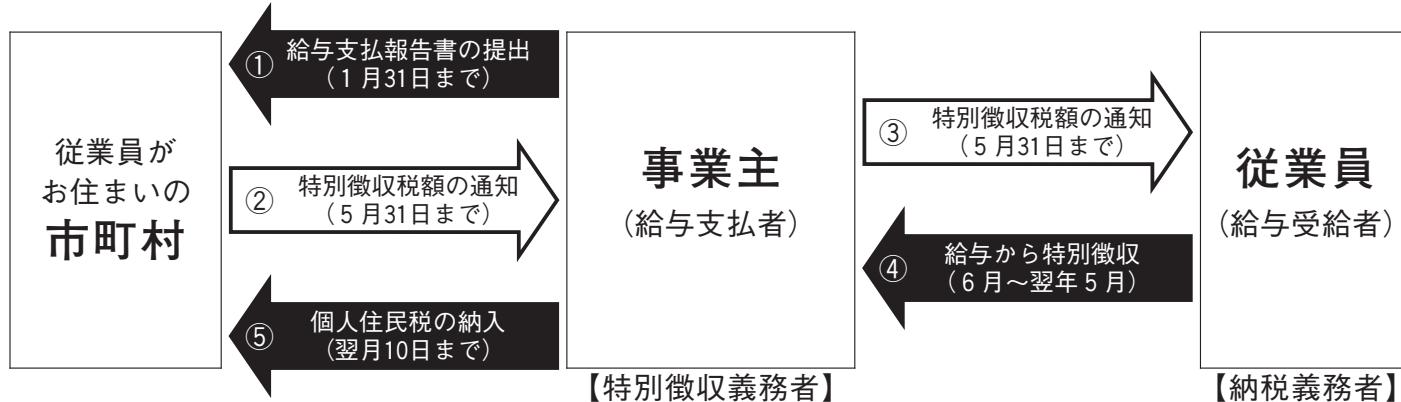
また、給与支払報告書の提出や法人市町村民税等の申告も電子で行うことができます。eLTAXを利用することにより、申告から納税までの手続きを一連で行うことが可能となりますので、ぜひご利用ください。

ご利用の流れや手続き方法は下記の地方税共同機構へお問い合わせください。

ホームページ: eLTAX (<https://www.eltax.lta.go.jp>)

特別徴収とは

個人住民税の特別徴収とは、事業主(給与支払者)が所得税の源泉徴収と同じように、毎月の給与を支払う際に、従業員の個人住民税を差し引いて、納税義務者である従業員に代わって、従業員の居住する市町村に納入していただく制度です。
【地方税法第321条の4及び高石市市税条例第37条第1項により定められています。】



Q. すべての事業者が従業員の個人住民税を特別徴収するのですか？

A. 給与の支払いをする際に、所得税を源泉徴収して国に納入する義務がある事業者の方は、原則、個人住民税についても特別徴収していただく必要があります。

Q. 今まで特別徴収しなくてもよかったのに、何が変わったのですか？

A. 地方税法の規定により、各市町村は原則として所得税の源泉徴収義務者である事業者を個人住民税の特別徴収義務者として指定することが定められています。法令改正等があったわけではなく、今までこの要件に該当する事業者については、特別徴収していただく必要がありましたが、それが徹底されていませんでした。

Q. すべての従業員の個人住民税を特別徴収するのですか？

A. 前年中に支払いを受けており、かつ、当年度の初日(4月1日)において給与の支払いを受けている従業員は、原則として、特別徴収していただく必要があります。

※次の場合は特別徴収する必要はありません。

- (a) 退職者または給与支払報告書を提出した年の5月31日までの退職予定者
- (b) 給与が少なく、個人住民税・森林環境税を特別徴収しきれない者
- (c) 給与の支払期間が不定期
(給与の支払いが毎月でない)
- (d) 他から支給される給与から個人住民税・森林環境税を特別徴収される者
(乙欄適用者)

Q. 2カ所以上の事業所に勤務する従業員はどちらから特別徴収されますか？

A. 原則として、前年の給与収入額が大きい事業所が特別徴収義務者として指定されます。
※前年度実績により指定する場合もあります。

Q. 給与支払報告書を提出した後に従業員が退職しました。どのような手続きが必要ですか？

A. 給与支払報告書を提出した後に従業員が退職した場合は、「給与支払報告に係る給与所得者異動届出書」を提出する必要があります。様式は高石市ホームページにも掲示しておりますのでご活用ください。

Q. 手間も増えるので特別徴収は行いたくないのですが。

A. 事務の増加や経理担当者がいないといった理由で特別徴収しないことは、法令上認められません。地方税法の趣旨に沿った適切な徴収義務を果たしていくためにご理解とご協力をお願ひいたします。
なお、所得税とは違い、税額の計算や年末調整がありません。所得税における源泉徴収や社会保険、雇用保険と同様に従業員の雇用環境のひとつとしてご理解をお願いします。

Q. 源泉所得税のように、納期の特例はありますか？

A. 個人住民税についても納期の特例があります。給与の支払いを受ける従業員等が常時10人未満の特別徴収義務者に限り、申請により承認を受けた場合は納期を年12回から年2回とすることができます。詳しくは税務課納税管理係までお問い合わせください。